地域発展の起爆剤

高レベル放射性廃棄物の最終処分場

(改訂 3 版)

2024年(令和6年)4月

一般社団法人 原子力国民会議



原子力国民会議は、高レベル放射性廃棄物の最終処分場問題の解決に向けた活動に民間組織として独自に取り組んで参りました。その活動は、最終処分場基本問題検討会を設け「最終処分場の国民的理解を目指して」(2018 年 9 月)を取りまとめるとともに、専門家を招き「草の根セミナー」を開催しております。

一方、原子力国民会議だより検討会は、「原子力国民会議だより」をお届けしておりますが、最終処分に関わる多くの誤解に触れながら最終処分場問題の解決に向けた道筋を読者の皆さんと学ぶために「地域発展の起爆剤一高レベル放射性廃棄物の最終処分場」(2017年8月から2018年12月)を17回にわたり連載して参りました。この連載を、2019年1月に冊子として刊行いたしましたところ好評を頂きました。そこで2023年1月に国内外における最新の動きを加筆し改訂版をお届けいたしましたが、さらに最終処分政策に関わる重要な動きがありましたので、改訂2版をお届けすることと致しました。

この冊子は、少子●高齢化時代にあって、100 年におよぶ大型の公益事業である高レベル 放射性廃棄物の最終処分場計画を地域の発展計画に役立てて頂けるのではないかとの視点か ら次の3項目を中心に解説をしています。

安全に高レベル放射性廃棄物を埋設できる地層処分技術が整えられていることが、最終処 分政策を進める大前提ですので、地層処分技術に関わる誤解を中心に解説をしています。

これまでの地域振興策は大型施設の計画が真ん中にあったのですが、地域発展の起爆剤と言うのは、地域発展計画が中心にあり最終処分場は脇役でかまわないのではないかとの発想です。地域発展計画は、最終処分基本方針に言う「対話の場」で検討されることを期待します。「対話の場」は、意思決定が難しい公共的な政策などを円満に解決する政策手法として日本でも多くの事例があるパートナーシップ(「協働」)の仕組みが活用できます。しかし、「対話の場」は、最終処分政策が信頼されて初めて実現できるのではないかと指摘しています。

2000 年に最終処分事業に責任を持つ実施主体、最終処分の費用、最終処分地の選定などに関わる制度である最終処分法が制定され、地層処分は研究開発段階から実施段階に入りま

した。これまで、国および実施主体は、最終処分法の定めに沿って最大限の活動をしてきたと思います。2020 年 10 月に北海道寿都町および神恵内村が相次いで文献調査の受入を表明しました。本書では、制度や制度に関わる様々な誤解について解説をするとともに、最終処分計画を進展させるために、社会が政策や事業に信頼を寄せることが必要であり、そのためには強力な事業推進能力を備えた最終処分実施主体の存在などが不可欠ではないかとの提言を行っています。

この冊子が、読者の皆さまの草の根活動に役立てて頂けるのであれば望外の喜びです。

2023年(令和5年)9月

原子力国民会議

理事長 宮健三

内容

第 I 部 それはどんなもの	1
第1章 はじめに―地層処分に係る誤解とは	1
第Ⅱ部 どうするの?技術は安全ですか?	5
第1章 地層処分の安全性を説明する	5
第2章 最終処分の目標	8
第3章 地層処分の選択	13
第 4 章 日本には適地があるのですか? (1)火山の影響	17
第5章 日本には適地があるのですか? (2)地震●断層の影響	23
第6章日本に適地はあるのですか?(3)地下水の影響	28
第皿部 どうするの?安心できる制度ですか?	33
第IV部 社会への定着に向けて	48
第 1 章 最終処分基本方針	48
第2章 科学的特性マップの提示と国民・地域社会の参加	51
第3章 処分地選定に向けたこれからの道のりと対話を通した参加と信頼	57
第 4 章 地域発展計画に組み込まれた最終処分場	60
第 5 章 寿都町および神恵内村における文献調査	65
第6章 原子力の「憲法」に国の施策を明記	66
第7章 海外事例に学ぶー最終処分地選定の状況(1)国際機関の貢献	67
第8章 海外事例に学ぶ一最終処分地選定の状況(2)欧州編	73
第9章 海外事例に学ぶ-最終地選定の状況(3)米国とカナダ編	81
付録 地層処分のセーフティケース	85
あとがき	